

令和5年度 第4回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年7月10日(月) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (27人)

会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員
8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員	10番 衣笠健一郎 委員
11番 室山恵美 委員	12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員
14番 松本幸男 委員	16番 山田有宏 委員	17番 原田明宏 委員
18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員	

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
鳥飼 巧 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

議案第23号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第24号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和5年度第4回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。5番 吉村委員、7番 河野委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、くらし農業に関する相談会は相談がなかったようですので、その他の報告事項を事務局よりよろしくお願いします。

事務局 令和5年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり1件の申請がございまして、売買による所有権移転でございます。

続いて議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページ記載のとおり1件の申請がございまして。〇〇〇地内における駐車場の整備で申請地は都市計画用途地域の近隣商業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

次に議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案6ページに記載のとおり3件の申請がございまして。番号1は〇地内における県の公共工事に伴う一時転用でございます。これは5月の第2回会議でご審議いただいた案件でございますが、申請書に記載された地番が現地の地番

と食い違っていたと申請者の方から申し出がありまして、正しい地番で改めて申請書を受理したものでございます。農地区分は農振農用地で、許可根拠は県の公共工事によるものでございます。番号2は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築で申請地は都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号3は〇〇〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築で、申請地は都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、議案8ページのとおり2件の申請が出ております。

議案第22号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の11ページから25ページのとおり41件の利用権設定の申し出と、議案26ページのとおり1件の所有権移転がございます。

次に議案第23号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございますが、議案31ページのとおり1件の申請がございます。

議案第24号 農用地利用集積等促進計画については議案34ページから35ページ記載のとおり38件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第18号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります衣笠委員、涌嶋委員、藤井代理、内川局長、中嶋主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して涌嶋委員より報告をお願いいたします。

涌嶋推進委員 推進委員の涌嶋です。調査の結果全員が問題なしという意見になりました。以上です。

議長 ただ今報告のとおり問題なしということでございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。議案第20号につきましても先程と同じように現地の調査に行っておりますので涌嶋委員より報告をお願いいたします。

涌嶋推進委員 現地調査の結果を報告いたします。3件とも問題なしという意見に達しました。以上です。

議 長 全て問題がないということで報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第21号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたしますが、本件につきましても先程と同じように現地の調査に行っておりますので、涌嶋委員より報告をお願いいたします。

涌嶋推進委員 非農地・非採草放牧地現況証明2件について現地調査の結果をお伝えします。2件とも問題なしという合意に達しました。以上です。

議 長 ただ今の報告のとおり問題なしということでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますのでただ今の議案については承認いたします。

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続まして議案第22号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

11ページ番号1番 ○○○○○○○○は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号1番、○○○○○○○の1筆、978㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続まして11ページ番号2番は、10番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 11ページでございます。申請番号2番、○○○の6筆、7、756㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今の案件につきまして、説明がございましたので質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議長 衣笠委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続きで全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局 11ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は151,756㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから25ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして26ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の2筆890㎡の水田でございます。対価は200,000円、10アールあたりですと224,719円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、27ページから28ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、29ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 ただ今議案第22号について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第23号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第23号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農

地の認定について、先程と同じように現地の調査に行っておりますので涌嶋委員より報告をお願いいたします。

涌嶋推進委員 現地調査の結果を報告します。6人で現地調査に行ったわけですがけれども、現地のほうはこの申請の3筆ともセイタカアワダチソウが一面に生え、高さが2メートルぐらい高い、そしてゴズボも一緒に生えており雑木が数メートルの高さなんですけど、数本生えております。これを畑に返すということは大変な苦勞をするということで、抜根、草刈り等手間がかかるという意見で、10アールあたり5万円を助成するという意見になりました。以上です。

議 長 ただ今の報告のとおりでございます。4月から改定になりました最高限度額5万円が妥当ではないかということで、現地の状況で決定しての報告がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第24号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第24号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

34ページ1番から7番〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 34ページ番号1番から7番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇〇〇〇7筆10,020㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですのでただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 34ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、34ページの農地番号1番から35ページの番号38番まで、合計で38筆、32,515㎡の水田でございます。

促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、36ページから37ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

補足ですが、35ページ農地番号38番の借受経営体〇〇〇〇さんの農業経営の状況は37ページに記載しております。その中で農地面積は0ではありませんが、倉吉市の地域プランに位置づけたスイカ生産者となっているものです。以上でございます。

議 長 ただ今議案第24号について説明がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局報告してください。

事務局 (1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について報告を

させていただきます。始めに2ページ目の(1)でございますが、鳥取県が実施する〇〇地区の復旧治山工事に伴う一時転用でございます。届出地、転用期間については記載のとおりでございます。3ページ(2)は倉吉市が実施する災害復旧工事に伴う一時転用で届出地、転用期間は記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 続きます(2)農地等のあっせん活動の状況につきまして報告させていただきます。まず、①番を福井委員。

8番 福井です。〇〇〇さんのこれまだ相続は終わっていませんが、売買ということで来ておりますけれども、この土地は以前から並びに3人の方の売買の申し込みが来ておりましたけれどもいずれも売買は成立しておりませんので、その旨を伝えていこうと思っているところですが。前々回の〇〇〇〇さんも出ておりますが、まだ買おうかという方が現れておりませんので現在進行形ということでやっておりますのでしばらくお待ちいただきたいと思います。

議長 では引き続きお願いします。次、②原田委員。

17番 〇〇さんの件ですけれど、〇〇のほうで〇〇さんという家の土地なんですけれども、この〇〇さんの弟さんが家におられましたけど体調を崩されて施設に入られまして、自宅も去年か今年売却されました。田んぼのほうは引き続き以前から作られている〇〇さんがまた引き続き耕作するというので、新たに畑の作り手を探して欲しいということでいろいろと条件を聞いてみました。それで現場に行ってみましたところ、〇〇のほうは元々豚舎があったところをユンボで解体されてきれいにされてましたけど、とても畑になるようなものでもありませんし、もう1つのほうも小さいところで草がぼうぼうでなかなか近隣の方の5名ほどあたってみたんですけどとても作るようなところではないと言われまして。もう少し探してみたいと思いますけど、以上の状況です。

議長 はい、引き続きお願いします。続きます③小谷委員。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。3番につきまして報告いたします。この土地は〇〇土地改良区の管内なんですけど、実は昨年〇〇のちょっと下、〇と〇〇のちょっと下のほうに〇〇土地改良区の水を潤すための堰堤があるんですけど、これが壊れましてですね、〇〇の土地改良区の理事長もいろいろ四苦八苦しておるんですけど。なんせ直すとなれば1億3,000万から1億5,000万だということで、弱小の土地改良区で何割負担であっても何千万になりますのでなかなかそういうことで、四苦八苦されておまして。その結果として水を取るのが非常に厳しい状況で、〇地区のほうからいろいろ融通をしながら辛うじてメインのところには今年の田植については間に合ってたんですけど、実は今この問題になっている土地が一番最終のところでしたととても田植するほどの水が行き渡らんと。こういう不利な状況になっておる土地なんです。それでまあ水田としては今の状況では活用が難しいので、なんとか牧草であればうまく活用ができるんじゃないかということで、近くで〇〇さんという方が畜産を営んでおられますのでそこに頼みにいきました。本人も家から近いもんですから悪いわけではないんですけど、ちょっと刈取するモアが今故障がちになっていて一気にそこ

を牧草地として増やしたとしても機械のほうが不安定なのでどうしようかなと
考えさせて欲しいということで、今年についてはどうしようもないので来年以
降なんとか牧草地として活用してもらえるか引き続きお願いをしていくつもり
でおります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして④番は數馬委員。

18番 18番 數馬が報告します。私が全部引き受けることになりました。場所が
分散しているもので今年とか期限内は私がやりますけれども、あとは近隣の〇
〇さんとかそういうところをお願いして、分散していくという計画ももって
計画を進めております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。1番頼りになる方が作るということでござ
いました。ありがとうございました。
 続きまして田倉委員、お願いします。

田倉推進委員 田倉でございます。〇〇さんから出てまいりました賃貸借の田2筆、畑2筆
でございますが、田のほうは1番上の2反の分はトラクターが嵌まって上げに
行ったトラクターも嵌まって、えらいところで今年は全く植えてありませんで
した。というような状況で借り手はまずないだろうと。それから2番目の2筆、
ここも現状は畑地のような状況になっておりまして水が結構入ってくるという
ことで溝が掘ってありましたが、なかなか排水が難しいというような形で、何
が作れるんだろうかという状況でちょっと問題があります。それからもう1つ
畑地の最初のほうにつきましては、今現在隣でスイカを作っておられる方が
ありますのでそちらのほうに話を持って行っているところでございます。それか
ら最後の4反ほどの畑地ですけれども、ここスイカを作る方、えごまを作る方
いろいろご相談したんですけれども周りが竹林ということもあってちょっと扱
いにくいなということで、これも継続して探してみたいと思っております。以
上です。

議 長 はい、それでは継続してよろしく申し上げます。それでは(3)を梶本主幹
から申し上げます。

事務局 3番の今後の会議の予定ということで、現在決定している予定等を記載させ
てもらっています。開催通知等を緑の封筒に入れておりますので確認のほうを
よろしく願いいたします。

 直近で7月20日の木曜日に臨時総会、集合時間なんですけれども農業委員
は1時、推進委員は2時50分となっております。農業委員のほうは1時から
個人の写真撮影を行い、1時半から辞令交付式、1時35分から臨時総会とい
う流れになります。推進委員のほうは2時50分から個人の写真撮影、それが
終わりましたら農業委員及び推進委員の集合写真を撮ることを計画しておりま
す。3時から推進委員の委嘱状の交付式ということでございます。夏の暑い時
期ではありますけれども、ネクタイとか背広のほうも準備していただいて写真
に備えていただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。写真の時
に着ていただいて、普段はもう当然暑いですから脱いでいただいて結構です。
持参して来ていただいたほうが向こう3年間の写真になりますので、見栄えが

良くなりますのでよろしくお願いいたします。その後、歓迎会ということで中華料理 北京を予定しております。6時から予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

あと8月10日、農業委員会会議があります。その後に研修会を予定しております。8月18日は農地パトロールです。11月の16、17日は県外視察を予定しておりますので記載しております。最後にちょっとここには記載していないんですけど、9月1日の金曜日に県内視察も検討しておりますので、また具体的になってきましたらお示ししたいと思います。

歓迎会の会費は6,000円ということで当日集めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 予定はそういうことだそうです。その他、皆さんのほうで何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会といたします。お疲れ様でした。

※閉会の前に、任期を終える農業委員、推進委員にあいさつをしていただく。

— 午後2時15分 閉 会 —